入札及び契約心得

航空自衛隊

第３航空団基地業務群
会計隊契約班

目　　　次

第１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　通則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第３　資格登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第４　公告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第５　説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第６　入札等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第７　無効入札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第８　不当介入を受けた場合の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第９　開札及び落札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１０　契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１１　契約保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第１２　納期（履行）遅延・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第１３　契約解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第１４　支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第１５　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第１　目的

この心得は、航空自衛隊第３航空団契約担当官（以下「契約担当官」という。）が行う入札に参加しようとする者及び契約を締結する者（以下「相手方」という。）が知り、かつ、守らなければならない基準を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

第２　通則

相手方は、この心得を熟知のうえ、競争参加資格審査の申請、一般競争契約の入札、指名競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、かつ、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

第３　資格登録

相手方となるためには、全省庁統一資格の資格審査結果通知書の交付を受けた者、又は装備施設本部が発行する資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

第４　公告等

１　一般競争に付そうとする場合は、次に掲げる事項を記載した公告が入札日時の前日から起算して、少なくとも１０日前までに次項に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要するとき又は再度公告入札を実施する場合は、その期間を５日間までに短縮することがある。

（１）　競争入札に付する事項
（２）　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（３）　契約条項等を示す場所
（４）　競争執行の場所及び日時
（５）　保証金に関する事項
（６）　その他必要な事項

２　掲示場所等

（１）　第３航空団（三沢）会計隊掲示板
（２）　航空自衛隊三沢基地ホームページ（調達情報）

３　指名競争又は随意契約による場合には、第１項に掲げる事項（ただし、第２号を除く。）を入札（見積）通知書により相手方に直接通知する。

第５　説明会

説明会は原則実施しない。ただし、契約の目的に関して書面によることができない事項や誤解を生じ易い事項にについて明らかにし、将来の紛争を避けるため契約担当官が特に必要と認める場合は、都度実施の旨を公告等で通知する。

第６　入札等

１　公告又は入札（見積）通知書（以下「公告等」という。）で定められた入札に参加し又は随意契約の商議の応じる場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に印鑑、筆記具、入札書等の用紙類を持参するものとする。

２　入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ、委任者及び代理人双方が記名した委任状を提出しなければならない。なお、身分を証明するもの（顔写真つきの社員証や免許証等）の提示を求めることがあるので準備しておくものとする。

（１）　代理人の氏名
（２）　入札件名
（３）　委任された権限の細部内容
　　例　入札書の提出に関する一切の権限
　　入札書及び見積書の提示に関する一切の権限
　　入札書及び見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限
（４）　委任者の住所及び氏名
（５）　提出する宛先（契約担当官の官職氏名）

３　相手方の一旦提出した入札書の取替、変更又は取消をすることはできない。

４　入札の日時に遅れた場合、相手方は入札に参加することができない。ただし、事前連絡により遅れる理由が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由のため、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の同意もと、入札日時を変更することができるものとする。

５　入札書又は見積書の提出に際しては「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙）（以下「誓約書」という。）に同意した上で行うものとし、「入札心得・契約条項等承知の上、提出する」等本心得を承諾することを明記するものとする。

6　契約担当官が郵便等による入札を認めた場合で、郵便等により、入札に参加しようとする相手方は、公告に記載された照会先の担当者（以下「担当者」という。）へ郵便等による入札参加を伝えるとともに、次に掲げる事項を厳守し、入札書を郵送等するものとする。

なお、入札日時以前に送付された入札書の引換え又は取消は可能である。

（１）　入札書を内封筒に封入し外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きする。

（２）　書留郵便又は配達証明郵便により、入札日時もしくは特に公告に定めのある場合は公告の記載日時までに到着するように契約担当官宛に送付する。

（３）　持参による提出の場合も全各号に準ずる。

7　前項に基づき、郵便等により入札に参加した相手方の再入札等は、辞退したものとして、取り扱う。

8　入札室への入室は、入札日時の１５分前からとする。

9　入札室における他者との私語、携帯電話等の使用等は禁止する。

１０　入札時の中途退出は原則として認めない。ただし、あらかじめ担当者を通じて契約担当官の許可を得た場合については、この限りではない。

１１　同等品申請

（１）　相手方は、公告等に定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる際、同等品により応札する場合は、当該公告等に定められた期日までに同等品確認申請書を契約担当官宛に提出しなければならない。

（２）　前号に基づき提出された同等品確認申請書の対する回答は、各分任物品管理官等の審査を経て、同等品確認結果通知書により通知する。

１２　納入品

仕様書において特に指定のない限り納期までに新品により納品する。生鮮食糧品及び現場で直ちに使用する物品は指定された日時に納品する。

１３　工事費内訳書の提出

工事の入札に参加しようとする全ての者は、入札金額の内訳書を提出するものとする。なお、内訳書は積算要領及び金額等を適正に記載するものとし、入札金額と相違がないものとする。

１４　入札金額における人件費

人件費について契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札するものとする。

第７　無効入札

次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

（１）　一般競争の参加に必要な資格を有しない者の入札

（２）　指名競争の入札者として指定されていない者の入札

（３）　入札書に記名押印がないもの及び名称、数量、金額等が不明なもの

（４）　同一の者が２つ以上の入札（代理人をしての入札を含む。）をした場合に、その前後を判別することができない入札（判別ができた場合には、後発の入札を無効とし、先発の入札を有効とする。）

（５）　入札に際し、不当に価格をせり上げ、またはせり下げる目的をもって連合した者、他人の入札参加を妨害した者、または係員の職務執行を妨げた者が入札したとき。

（６）　所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者または所定の額に達しない者

（７）　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

（８）　郵便等による入札を認めない場合の郵便等による入札

（９）　総額（単価）で決定すべき入札の場合に、総額（単価）の入札金額の未記入

（１０）　委任状を持参しない代理人の行った入札

（１１）　入札金額（親金額）が訂正された入札書

（１２）　相手方に、誓約書における事項に虚偽があった場合又は反することとなった場合

（１３）　工事の入札にあっては、内訳書の提出がない入札（再入札は除く）。また内訳書の内容に不備（提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額が相違する。）がある入札

（１４）　その他、入札の公告若しくは通知または契約担当官の指示した入札条件に違反をしたとき。

第８　不当介入を受けた場合の措置

相手方は、自ら又は下請負者等が排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うと共に契約担当官に報告するものとする。

第９　開札及び落札

開札は、入札執行の場所で、入札者の目前で行う。また、入札回数は原則２回までとする。

（１）　落札者は、入札者のうち、予定価格の制限内で最低（売払いに際しては最高）の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるべき同価の入札を行った相手方が２人以上あるときは、次に掲げる方法により落札者を決定する。

ア　同価の入札を行った相手方が、いずれも入札執行の場所にいる場合、直ちに抽選を行い落札者を決定する。

イ　同価の入札を行った相手方の中に、郵便等による入札を行った者がいる場合

入札事務に関係のない者が郵便等入札者の代理として直ちに抽選を行い、落札者を決定する。

ウ　同価の入札を行った相手方が、いずれも郵便等による入札を行った者の場合、直ちに入札事務に関係のないものに‘くじ’を引かせ、落札者を決定する。

エ　工事又は製造その他の請負契約等の場合において、次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としないことがある。

（ア）　予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

（イ）　最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるとき。

第１０　契約の締結

相手方は、落札又は商議成立後、契約担当職員から契約の締結に関する指示を受け、契約担当官の指定する日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）　契約書（２部）

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅延、その他責務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、かし担保、契約に関する紛争の解決法、その他必要事項について定める。

（２）　請書（１部）

契約金額が１５０万円を超えない契約については、契約書に代えて請書とすることができる。

（３）　印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書又は請書のうち正１部に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

（４）　仕様書又は図面等

仕様書又は図面等を必要とする場合には、契約書（請書）に１部ずつ添付し、それぞれ割印をするものとする。

第１１　契約保証金

１　相手方は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合を除く。

２　前項の保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属される。

第１２　納期（履行）遅延

１　相手方は、定められた納期若しくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了するおそれがある場合には、納期（履行）猶予申請書及び理由書を、契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

２　前項に基づき、契約担当官が相手方の責により遅延すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を徴収する。

なお、この項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

第１３　契約解除

１　契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。

（１）　相手方が天災地変その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。

（２）　相手方が完全にこの契約の履行を行わないとき。

（３）　相手方が契約上の義務に違反したことにより目的を達する見込みがないとき。

（４）　相手方に誓約書における事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。

（５）　その他、契約担当官が必要と認めたとき。

２　前項に基づき、契約担当官が相手方の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。

なお、この項は契約書又は請書の徴取を省略したものについても適用する。

第１４　支払

１　相手方は、納品又は履行完了後速やかに請求書を分任資金前渡官吏宛に提出するものとする。

２　支払の時期は、相手方が適法な請求書を提出してから、下表に掲げる日以内とする。

区　分 形　態	工　事	その他の給付
約定期間	４０日以内	３０日以内
特別約定期間	６０日以内	４５日以内
約定なし	１５日以内	１５日以内

第１５　人権尊重の取組

相手方は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第１６　その他

相手方は、この心得に明示していない事項又は契約について疑義が生じた場合には、契約担当官と協議するものとする。

附　則

この心得は、令和５年１１月１３日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。